

令和4年4月5日

昌平高等学校

新1年生 保護者様

昌平高等学校 事務室

令和4年度高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書について

高等学校等就学支援金の申請について、県より通知がありましたのでご案内いたします。新入生ガイダンスにてご連絡した通り、令和4年度より手続きは全て「就学支援金事務処理システム(e-Shien)」によるオンライン申請とし、原則書類の提出は不要となります。同封の申請者向け利用マニュアルを参照し、下記の通り手続きをお願いいたします。

なお、**今回申請を希望しない方についても「申請しない」意向登録が必要ですので、必ず手続きを行ってください。**よろしくお祈いします。

記

1. 対象者 新入生全員(申請の意向登録は全員回答の必要があります)

2. 入力期間 4月11日(月)～20日(水)

3. 手続きの流れ

以下①～③(申請を希望しない場合は①～②)を入力期間中に完了してください。

① e-Shien にログイン ②新規申請編 4 ページ



② 受給資格認定の申請する意思が「ある or ない」(意向)の登録 ②新規申請編 5 ページ

③ 申請を希望する場合のみ：受給資格認定の申請 ②新規申請編 7 ページ

※ スカラシップ奨学生の方は、合格発表時のご案内の通り、判定額に関わらず必ず申請してください。

※ 必ずしも事前に支給対象か確認する必要はありません。月を遡っての申請はできませんので判定額の計算に不安がある場合は、必ず申請手続きを行ってください。

《裏面に続く》

4. 今回の審査について

マイナンバーを利用し、令和3年度の税情報(令和2年分の所得に対する課税)をもとに、令和4年4月～6月分について審査いたします。

受給資格の認定を受けた方	令和4年7月分以降について、継続意思確認(毎年6月頃)をもって、原則卒業まで自動的に審査されます。 ※ 本学在学中に所得超過等により不認定(資格消滅)となった場合で、再度申請する意思のある方は受給資格認定申請が必要となります。不認定(資格消滅)となった場合は学校から通知いたします。
申請を希望しなかった方 受給資格不認定となった方	毎年6月頃に7月～翌6月分の申請についてご案内いたします。 <u>申請の意向登録は毎回必要となりますので、必ず手続きしてください。</u>

※ 判定額に応じて支給額が加算されます。支給額の確認方法・詳細はP.7～8「高等学校等就学支援金」をご確認ください。なお、入力されたマイナンバーを用いて学校が所得状況および判定額を把握することはできません。支給予定額については、県による審査が終了するまではお答えできかねます。

5. 支給方法

- ◇ 本校は授業料との相殺ではありません。通常通り授業料を納入いただいた上で、校納金引落とし口座への振込支給となっております。
- ◇ 県から学校への入金確認後、該当生徒の校納金引落とし口座に3回に分けて送金(4～6月分：8～9月頃／7～11月分：11～12月頃／12月～3月分：3月予定)いたします。なお、送金時期については県の審査状況によって前後しますので、その都度送金案内を郵送いたします。ご了承ください。

6. その他

- ◇ 年度途中に、収入の修正申告や税額の更正決定による変更や離婚・死別、養子縁組等による親権者(保護者)等の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。つきましては、すみやかに事務室までご連絡くださるようお願い申し上げます。
- ◇ 学校が知り得た個人情報は、「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立学校等父母負担軽減事業補助金」(県に提出)及び「埼玉県私立学校奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校 事務室(担当：^{しちのへ}七戸)
〒345-0044 埼玉県北葛飾郡杉戸町下野 851
TEL 0480-34-3381 / FAX 0480-34-9854
受付時間 月～金 9:20～15:40 / 土 9:20～13:10